

児童虐待防止対策の現状と課題

市町村セミナー

2008年2月15日 厚生労働省雇用均等·児童家庭局 総務課 虐待防止対策室

	児童虐待防止対策の経緯
[児童福祉法による要保護児童対策として対応
成12年	児童虐待防止法の制定(H12. 11. 20施行)
. ↓	
成16年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H16. 10以降順次施行)
	・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象)・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)・市町村の役割の強化(相談対応を義務化し虐待通告先に追加)・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の法定化・司法関与の強化(強制入所措置、親指導)
· - · · · - · · -	
成17年	児童相談所の児童福祉司の配置基準の見直し(H17.4施行)等
	・児童福祉司の一人あたりの標準人口を「おおむね10万から13万」を「おおむね5万から8万」に改正 ・市町村児童家庭相談援助指針・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定等
*	
₹成19年	児童相談所運営指針等の見直し(H19. 1)
	・安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい)。・盧特通告の受付の基本を徹底 ・きょうだい事例への対応を明確化 ・すべての在宅の盧待事例に関する定期的なフォロー ・関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)
	児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H19.6公布、H20.4施行)
↓ 呼成20年	・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に 従わない場合の措置の明確化等

児童虐待の現状

〇 相次ぐ児童虐待による死亡事件

「3歳餓死。通報4回生かせず」(京都府長岡京市)、「4歳死亡、母逮捕。窒息、気管に唐辛子」(岡山県倉敷市)、「児童相談所3回面談、措置採らず」(千葉県松戸市)

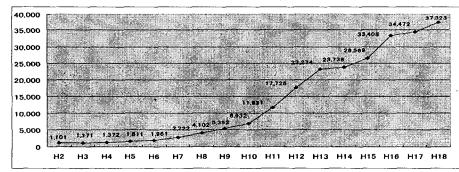
- ⇒ 年間50件を超える死亡事例(週に1人が犠牲に)
- 2006年度の児童虐待対応件数は約37,000件
 - ⇒ 統計を取り始めた1990年度の約34倍
- 〇 なぜ、増えるのか
- (1) 家族・地域社会の変容 ⇒ 養育力の低下
- (2)「虐待」の認識の広がり(しつけ≠虐待) ⇒ 虐待通告の増加

児童虐待相談対応件数の推移

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成18年度おいては3.2倍に増加。

平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度	平成6年度	平成5年度	平成4年度	平成3年度	平成2年度
(6.30	(4.86)	(3.73)	(2.47)	(1.78)	(1.46)	(1,25)	(1.06)	(1.00)
6,932	5,352	4,102	2,722	1,961	1,611	1,372	1,171	1,101
•	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度
	(33.92)	(31.31)	(30.34)	(24.13)	(21.56)	(21.13)	(16.10)	(10.56)
	37,323	34,472	33,408	26,569	23,738	23,274	17,725	11,631

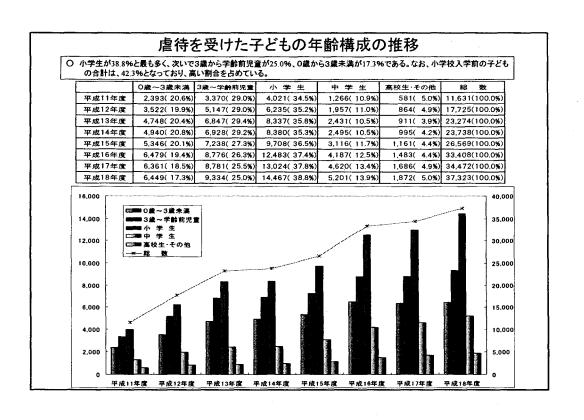
(注) 表中、上段()内は、平成2年度を1とした指数(伸び率)である。



		童相談所対		対前年度増		児	重相談所対	5件数	対前年周
	17年度	18年度	对前年度增減	減率		17年度	18年度	対前年度増減	_增減率
北海道	617	644	27	1.04	広島県	874	961	87	
青森県	293	332	39	1.13	山口県	197	304	107	1.
岩手県	277	303	26	1.09	徳島県	200	236	36	1.
宮城県	555	528	▲ 27	0.95	香川県	400	420	20	1.
秋田県	133	186	50	1.40	愛媛県	311	258	▲ 53	0.
山形県	130	129	A. 1	0.99	高知県	164	146	▲ 18	0.
福島県	157	250	90	1,59	福岡県	864	842	A 22	0.
茨城県	585	646		1.10	佐賀県	85	114	29	1.
栃木県	542	521	▲ 21	0.96	長崎県	279	223	▲ 56	0
群馬県	472	581	109	1.23	熊本県	295	287		0.
埼玉県	1,843	1,923	30	1.04	大分県	426	530	104	1.
千葉県_	1,238	1,287	49	1.04	宮崎県	181	220	. 39	1
東京都	3,146	3,265	119	1.04	鹿児島県	144	84	▲ 60	0
神奈川県	1,744	1,497	▲ 247	0,86	沖縄県	451	364	▲ 87	0.
新潟県	526	675	149	1,28	札幌市	245	310	65	1.
富山県	248	260	12	1.05	仙台市	369	319	▲ 50	0
石川県	211	129	▲ 82	0,61	さいたま市	308	424	116	1
福井県	163	242	79	1,48	子葉市	257	272	15	1
山梨県	253	304	51	1.20	横浜市	1,231	1,395	164	1
長野県	599	547	▲ 52	0.91	川崎市_	477	499	22	. 1
岐阜県	470	479	9	1.02	静岡市	264	203	▲ 61	0
静岡県_	504	613	109	1.22	名古屋市	603	850	247	1
愛知県	800	821	21	1.03	京都市	365	548	183	
三重県	533	524	9	0.98	大阪市	747	788	. 41	_ 1
滋賀県	645	709	64	1,10	堺市	-	400	400	-
京都府	267	459	192	1.72	神戸市	221	261	40	- 1
大阪府	3,885	3,195	▲ 690	0.82	広島市	356	547	191	1
兵庫県	762	1,080	318	1,42	北九州市	408	456	48	1
奈良県	531	570	39	1.07	福岡市	302	425	123	1
和歌山県	293	316	23	1.08	横須賀市	-	226	226	=
鳥取県	99	75	▲ 24	0.76	金沢市	F	122	122	-
島根県	98	160	62	1.63	合計	34,472	37.323	2.551	1.08
岡山県	829	1,039	210	1.25		37,472	37,323	1 2331	1,00

児童虐待の内容別相談対応件数の推移 ○ 平成18年度においては、身体的虐待が41.2%で最も多く、次いでネグレクトが38.5%となっている。 身体的虐待 ネグレクト 性的虐待 心理的虐待 平成11年度 5,973(51.3%) 3,441(29.6%) 590(5.1%) 1,627(14.0%) 11,631(100.0%) 平成12年度 8,877(50.1%) 6,318(35.6%) 754(4.3%) 1,776(10.0%) 17,725(100.0%) 平成13年度 10,828(46.5%) 8,804(37.8%) 778(3.3%) 2,864(12.3%) 23,274(100.0%) 平成14年度 10,932(46.1%) 8,940(37.7%) 820(3.5%) 3,046(12.8%) 23,738(100.0%) 10,140(38.2%) 26,569(100.0%) 12,022(45.2%) 876(3.3%) 3,531(13.3%) 平成15年度 1,048(3.1%) 12,263(36.7%) 5,216(15.6%) 33,408(100.0%) 平成16年度 14,881(44.6%) 14,712(42.7%) 12,911(37.5%) 1,052(3.1%) 5,797(16.8%) 34,472(100.0%) 平成17年度 14,365(38.5%) 平成18年度 15,364(41.2%) 1,180(3.2%) 6,414(17.2%) 37,323(100.0%) □ 身体的虐待 ネグレクト 16,000 35,000 □□■ 性的虐待 14,000 □③■ 心理的虐待 30,000 ❤─総数 12,000 25.000 10,000 20,000 8,000 6,000 4,000 5.000 平成11年度 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度

主たる虐待者の推移 ○ 実母が62.8%と最も多く、次いで実父が22.0%となっている。 父 実父以外の父 13 実母以外の母 その他 数 平成11年度 2.908(25.0%) 815(7.0%) 6.750(58.0%) 269(2.3%) 889(7.7%) 11,631(100.0%) 平成12年度 4.205(23.7%) 1,194(6,7%) 10,833(61,1%) 311(18%) 1 182(6 7%) 17 725(100 0%) 5,260(22.6%) 1,491(6.4%) 14,692(63.1%) 23,274(100.0%) 平成13年度 336(1.5%) 1,495(6.4%) 平成14年度 5,329(22.5%) 1,597(6.7%) 15,014(63.2%) 369(1.6%) 1,429(6.0%) 23,738(100.0%) 平成15年度 5,527(20.8%) 1,645(6.2%) 16,702(62.8%) 471(1.8%) 2,224(8.4%) 26,569(100.0%) 平成16年度 6,969(20.9%) 2,130(6.4%) 20,864(62.4%) 平成17年度 7,976(23.1%) 2,093(6.1%) 21,074(61.1%) 平成18年度 8,220(22.0%) 2,414(6.5%) 23,442(62.8%) 2,946(8.8%) 33,408(100,0%) 2,738(7.9%) 34,472(100.0%) 499(1.5%) 591(1.7%) 655(1.8%) 2,592(6.9%) 37,323(100.0%) ※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。 40,000 □□□■ 実 父 ■■■ 実父以外の父 ■■■ 実 母 ■■■ 実母以外の母 35,000 20.000 30.000 25.000 15,000 10,000 15,000 10.000 5,000 平成15年度 平成11年度 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度



児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数	児童福祉司数	子どもを守る 地域ネットワーク (要保護児童対策地域議会) 設置割合	虐待相談対応件数 (児童相談所)
	(か所)	(人)	(%)	(件)
平成12年度	174 (1.00)	1,313 (1.00)	-	17,725 (1.00)
平成13年度	175 (1.01)	1,480 (1.13)	15.6% (1.00)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 (1.03)	1,627 (1.24)	21.7% (1.39)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 (1.05)	1,733 (1.32)	30.1% (1.93)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 (1.05)	1,813 (1.38)	39.8% (2.55)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 (1.07)	1,989 (1.51)	51.0% (3.27)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 (1.10)	2,139 (1.63)	69.0% (4.42)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 (1.13)	2,263 (1.72)	84.1% (5.46)	-

^{*()}内は、平成12年度を1.00とした指数(神び率)(なお、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(神び率))

児童虐待防止対策の現状(2)

年 度	虐待相談対	虚待相談対応件数		立ち入り件数		護件数	強制入所措置のための家庭裁判所への 件数 申立・承認件数		児童養護施設 +3	」新規人所児童のうち、
	(児童相	談所)		···~	(委託も	(含む)	請求件数	承認件数	入所定員(入所率)	虚特を受けたことのある る児童の割合
		(件)		(件)		(件)	(件)	(件)	(人)	(%
平成12年度	17,725	(1.00)	96	(1.00)	6,168	(1.00)	127	87	33,803 (85.5%)	49.6%
平成13年度	23,274	(1.31)	194	(2.02)	7,652	(1.24)	134	99	33,660 (88.0%)	53.4%
平成14年度	23,738	(1,34)	184	(1.92)	8,369	(1.36)	117	87	33,651 (89.3%)	52.2%
平成15年度	26,569	(1,50)	249	(2.59)	7,857	(1.27)	140	105	33,474 (89.7%)	53.7%
平成16年度	33,408	(1.88)	287	(2.99)	8,427	(1.37)	186	147	33,485 (91.4%)	62.1%
平成17年度	34,472	(1.94)	243	(2.53)	9,043	(1.47)	176	147	33,676 (91.5%)	-
平成18年度	•2 37,323	(2.11)	238	(2.48)	10,221	(1.66)	185	163	-	_

^{*1) ()}内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

^{*} 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在

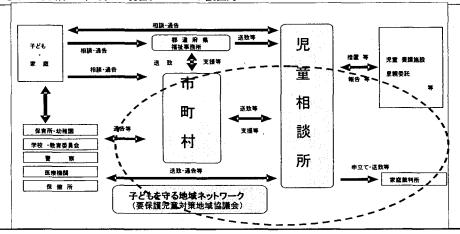
^{*2)} なお、平成18年度に市町村が対応した相談対応件数は48,457件(その後、児童相談所が対応した事案は、児童相談所の件数にも計上されている。)

^{*3)} 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。

地域における児童虐待防止のシステム

〇従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。

〇現在、各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進められているところ(平成19年4月1日現在、84.1%が設置)。



市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み 市町村の割合	都道府県数 (構成比)					見童対策 G議会		防止 ワーク	全	体	Γ			要保護児 地域協		虐待 ネット!		全	*
100%	13 (27.6%)	oxdot			数	96	数	- %	数	96	L			数	96	数	%	数	%
-		北	海	道	118	65.6%	36	20.0%	154	85.6%	潍	質	県	11	42.3%	15	57.7%	26	. 100.0%
80%~99%	18 (38.3%)	青		県		60.0%	4	10.0%	28	70.0%	京		府		19.2%	13		18	69.2%
	14	岩	手	県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%	达	阪	府	40	93.0%	2	4.7%	42	97.7%
60%~79%	(29.8%)		娍	県	23_	63.9%	11	30.6%	34	94.4%		庫			95.1%	2	4.9%	41	100.0%
40%~59%	2	秋	田	県	16	64.0%	11	4.0%	17	68.0%	亲	良	県	19	48.7%	9	23.1%	28	71.8%
40%~59%	(4.3%)	_		県	15	42.9%	19	54.3%	34	97.1%	-	耿			60.0%	. 5	16.7%	23	76.7%
20%~39%	0			県	25	41.7%	19	31.7%	44	73.3%	鳥	敢			78.9%	4	21.1%	19	100.0%
	(0.0%)	芰	_		35	79.5%	3	6.8%	38	86.4%	島		県		95.2%	1	4.8%	21	100.0%
0%~19%	(0.0%)	栃		県	30	96.8%	0	0.0%	30	96.8%	100		- 県		77.8%	_3	11.1%	24	88.9%
	(0.0%)	群	_	_	13	34.2%	11	28.9%	24	63.2%	広		県		82.6%	3	13.0%	22	95.7%
		埼	<u>*</u>	県	65	92.9%	5	7.1%	70	100.0%	Щ		県	18	81.8%	. 0	0.0%	18	81.8%
		I		県	30	53.6%	24	42.9%	54	96.4%	徳		県		66.7%	6	25.0%	22	91.7%
		東	京	都	39	62.9%	9.	14.5%	48	77.4%	重		県		41.2%	7	41.2%	14	82.4%
		70		川県	32	97.0%	1	3.0%	33	100.0%	爱	嫌	県	15	75.0%	1	5.0%	16	80.0%
		新		県	16	45.7%	9	25.7%	25	71.4%	_	知			34.3%	11	31.4%	23	65.7%
		*		県	12	80.0%	0	0.0%	12	80.0%	-	岡	_	+	37.9%	13	19.7%	38	57.6%
		石	Ш	県	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%	佐	<u> </u>			47.8%	4	17.4%	15	65.2%
		福		_	13_	76.5%	4	23.5%	17	100.0%	長	峭	県		69.6%	6	26.1%	22	95.7%
		Ш	梨	県	24	85.7%	3	10.7%	27	96.4%	煎		県		68.8%	14	29.2%	47	97.9%
		長	_	県	36	44.4%	13	16.0%	49	60.5%	达	: //	県	16	88.9%	2	11.1%	18	100.0%
		岐	_	・県	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%	2		県		50.0%	2	6.7%	17	56.7%
		静	固	県	19	45.2%	19	45.2%	38	90.5%	鹿	児!	9.県	22	44.9%	9	18.4%	31	63.3%
		爱	知	県	62	98.4%	1	1.6%	63	100.0%	汫	- #4	県	16	39.0%	11	26.8%	27	65.9%
		Ξ	I	県	23	79.3%	6	20.7%	29	100.0%	4		3	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

※ 平成19年4月1日現在

平成15年7月~平成17年12月までの死亡事例117事例(135人)における属性

年齡構成

年齢		0	1	2	3	4	5	6才*	合計
		4か月 未満			İ			以上	
人数	55	37	16	14	16	10	6	18	135
割合(%)	40,7	27.4	11.9	10,4	11.9	7.4	4.4	13.3	100.0

主たる加害者

※複数回答

虐待の種類

※平成16年1月~17年12月

	実母	実父	養父等*	その他	合計
人数	84	33	13	11	141
割合(%)	59.6	23.4	9.2	7.8	100.0

	身体的虐待	ネグレクト	その他	合計
人数	93	14	2	109
割合(%)	85.3	12.8	1.8	100.0

*養父、継父、内縁夫、母の交際相手

家族形態

	一人親·未婚	内縁関係	子連れの再婚	その他	습함
事例数	40	18	10	49	117
割合(%)	34.2	15.4	8.5	41.9	100.0

地域社会との接触

※平成16年1~17年12月データのうち有効回答のみ

	ほとんどない	乏しい	普通	活発	合計
事例数	23	16	17	1	57
割合(%)	40.4	28.1	29.8	1.8	100.0

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(概要抜粋)

社会保障審議会児童部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第3次報告(平成19年6月22日)

検証方法

○ 平成17年中に子ども虐待による死亡事例として把握された70例(86人)について、心中以外の事例51例(56人)、心中事例19例(30人)それぞれについて分析

結果

- 1 年齢 -0歳児の死亡割合は約4割の水準-
 - 心中以外の事例では、0歳が最も多く、約4割となっている。 (0歳児の死亡数に占める割合:H16年46.0%(23人)、H17年38.5%(20人))
- 2 動機 -望まない妊娠は低年齢児の死亡リスクの大きな要因-
 - 心中以外の事例の3歳未満では、望まない妊娠が25.0%、子どもがなつかないなどや保護を 怠ったことがともに20.0%。
- 3 妊娠期の問題 母親自身が何らかの葛藤を有している可能性があるケース が約2割-
 - 心中以外の事例の妊娠期の問題について、母子健康手帳未発行、望まない妊娠/計画していない妊娠、妊婦健診未受診の3つのいずれかがあった子どもは17.9%(10人)。

4 地域社会との接触 一地域社会との接触が乏しい事例が約7割ー
○ 心中以外の事例では、平成16年の検証結果と同様に、地域社会との接触がほとんどないもしく は乏しいと考えられる家庭の割合が高く、69.5%(16例)となっていた(心中事例では15.8%:3例)。

5 関係機関の関与

① 児童相談所の関与 -関与事例の割合が減少

- 〇 心中以外の事例に関し、児童相談所の関与している割合は、H15年50.0%、H16年31.3%、 H17年19.6%と減少。しかし、児童相談所の関与事例(10例)のうち、4例は児童相談所として虐 待とは判断せず、2例も一部の者のみが虐待と認識し、組織全体として認識を持っていなかった。
- ② 児童相談所以外の関係機関の関与一適切なリスク判断と児童相談所との連携 が課題-
- 関係機関との接点はあったが家庭への支援の必要性はないと判断していた事例は、H15年 25.0%、H16年27.1%、H17年45.1%と増加傾向。
- 6 児童相談所による安全確認 ーアセスメントの強化と適切な措置の実施が必要・
- 児童相談所が関与した10例のうち、最終安全確認の時期が死亡前1か月以内の事例が70%。

7 心中事例 - 事例収集や分析が必要-

○ こども虐待の観点からの心中事例の検討はほとんどなされていないのが現状であり、心中事 例の収集や分析を行い、対策の検討を進めることが必要。

報告事例により明らかとなった課題に対する提言。

提賞1 関係機関の連携

- 地域の実情に応じ、医療機関からの保健機関等への情報提供や相互の連携強化のための<u>地域</u> 保健医療連携システムを構築
- <u>出生前後を問わず</u>特に支援が必要なケースについて、要保護児童対策地域協議会の場等で対 応を検討
- <u>対象ケースが生活保護世帯等</u>であって必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の調整機 関においてケース検討会議等の場を活用し、関係機関等との間で密接に情報を交換・共有

提言2 妊娠・出産期の相談支援

- 妊娠·出産についての悩みを抱える女性への相談支援の取組や、育児に関する悩みを抱えてい る保護者に養護相談を実施している児童相談所等を広く周知
- 出産後は、本年度スタートした「生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」に より、ハイリスクの者を早期に把握し、必要に応じて「育児支援家庭訪問事業」により適切な支援を 寧施

提言3 精神障害・産後うつへの対応

- 産後うつ等のハイリスクの者を早期に把握するため、「生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」が全市町村で実施されるよう普及。育児支援家庭訪問事業との一本化を図り、適切に継続支援につなげるシステムを構築
- 精神疾患のある保護者等への適切な対応のため、<u>地域の実情に応じ、児童相談所への保健師配置、</u> 保健所等の体制強化を検討
- 課題1の「地域保健医療連携システム」で精神的問題を抱えるケースも対応できる体制となるよう検討

提言4 安全確認・リスクアセスメント

- 虐待対応において<u>直接目視による安全確認を行うとともに、安全確認を行う時間ルールの設定や、これを48時間以内とすることが望ましい首を徹底</u>
- 家庭訪問により居室内での養育環境の調査の実施を基本とし、自治体ごとに、アセスメントの標準的な 様式や手順を定めるとともに、リスクアセスメントは自ら調査を行い判断するよう周知徹底

提言5 心中事例への対応

- <u>心中を子ども虐待の特殊な形として位置づけ、未遂事例を含めて把握を行うとともに事例分析を行い</u>、子どもの安全確保の観点から講じられるべき対策を中心に、対<u>応の在り方を検討</u>
- 特に、過去に<u>心中未遂のあった事例についてハイリスク・ケースとしての対応が必要であること</u>を周知 数底

提書6 親子分離後の対応

- 〇 <u>一時帰宅を含め施設入所等の措置解除の基準</u>が不明確であるため、家庭復帰後のフォローアップのあり方を含めて当該基準を明確化し、措置解除の際のチェックリストを作成
- その前提として、アセスメントと具体的な援助指針作成の励行及びその内容の向上を図るとともに、入所中の保護者指導の効果の判定方法を検討
- 要保護児童対策地域協議会は、在宅ケースだけでなく施設入所中のケースも対象とし、その際、 保健機関も積極的に関与するよう周知徹底

提言7 転居ケースへの対応

○ 児童相談所が関与しているケースで、<u>保護者等が転居する場合、転居先を所管する児童相談所</u> にケース移管する際のルールを明確化

提言8 残されたきょうだいへの対応

○ <u>きょうだいが虚待により死亡した子ども</u>について、児童相談所は、きょうだいの死亡後<u>一定期間</u> 定期的に安全確認を実施

地方公共団体における検証の基本的考え方について

1 実施主体

○ 都道府県(指定都市・児童相談所設置市を含む。)が実施。関係する市町村は当該検証作業に参加・協力。

2 検証組織

○ 都道府県児童福祉審議会の下に部会等を設置。

3 検証委員の構成

○ 検証委員は外部の者で構成。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の 関係者の参加を求める。

4 検証対象の範囲

○ 検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)全て。ただし、 死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が 必要と認められる事例については、あわせて対象に。

5 検証方法

O 検証組織は、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を実施。また、調査結果に基づき、 体制面の課題、運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討。

いま、何をすべきか

〇 発生予防

- ⇒ 虐待に至る前に防ぐ(気になるレベルで迅速に対応)。育児の孤立化防止が重要
 - ・ 生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)
 - ・ 集いの場をつくる(地域子育て支援拠点)

〇 早期発見・早期対応

- ⇒ 後手にまわれば虐待死のおそれ。早期介入は虐待による子どもへの悪影響を 回避するためにも重要
- ・ 抱え込まずに早く知らせる(通告)
- ・ 自治体(児童相談所)が迅速に動く(立入調査・一時保護)

〇 子どもの保護や支援、そして保護者の支援

- ⇒ 親子分離した後の子どものケア、どうしても叩いてしまう保護者への支援は、「虐待の連鎖」を防ぐためにも重要。でも、社会的関心が少ない。
 - ・ 大部屋生活 ⇒ 家庭的な養育環境(里親、グループホームなど)
 - ・ 施設で暮らす子どもの7割が被虐待児 ⇒ 心理的ケア
 - ・ 施設を出た後の自立の支援

H19.1.23 児童相談所運営指針等の改正の概要

虐待通告の受付の基本を徹底

・虐待に関する情報については、すべて虐待通告として受理し、記録票に留めた上で緊急受理会議を開催することを徹底。

安全確認に関する基本ルールを設定

・児童相談所の虐待対応において、直接目視による安全確認を行う時間ルールを設定し、48時間以内が望ましい旨を明記。・市町村から児童相談所に対して、立入調査や一時保護の実施に関し、通知できる仕組みを導入。

「きょうだい」事例への対応を明確化

- ・児童記録票は、世帯単位ではなく、相談を受理した子どもごとに作成。
- ・「きょうだい」事例の場合、ハイリスク家庭として対応することを徹底。 虐待の兆候が認められた場合には、一時保護の実施を含めた積極的な対応を検討することを明確化。

すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー

・児童相談所が担当している在宅の虐待事例については、すべてのケースについて、定期的に現在の状況を会議で検討。

関係機関相互における情報共有の徹底

- ・児童相談所は、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、市町村及び子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童 対策地域協議会)への提供を義務づけ。
- ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の調整機関が、すべての虐待事例について進行管理台帳を作成。 実務者会議等の場において、定期的に(3か月に1度程度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針等について、チェックする 仕組みを導入。

